

「経年防火水槽のリニューアル事業」事業者公募に向けた 民間事業者等の皆さまとの「対話」による 「サウンディング型市場調査」を実施します

地震などの大規模災害の水利の確保を目的として、設置から 50 年以上が経過した既存の公設 防火水槽のリニューアル（再整備） の施工を今後予定しています。本市の防火水槽の設置状況は、再整備（撤去し、同場所に新たに設置）する工事区域の確保が困難であり、費用も多額となります。

そこで、躯体の全部又は一部を活用した新たな再整備の手法等について、民間事業者のみならずから 実現可能なアイデアやノウハウ を広くお聞きする「サウンディング型市場調査」を実施し、今後の事業手法の確立に参考としたい と考えておりますので、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

《事前説明会の開催》

「防火水槽の概要」及び「対話の実施方法」について事前説明会を開催します。参加を希望される方は、別紙 1 「事前説明会参加申込書」の必要事項を記入し、期日までに、Eメールにて下記の宛先に送信してください。

- (日 時) 平成 28 年 2 月 26 日 (金) 午前 10 時～正午まで
(場 所) 横浜市消防局 (保土ヶ谷区総合庁舎) 4 階 402 号会議室
※ 4 階エレベーターを降りて左側です。
(内 容) 防火水槽の形状、対話の実施方法等
(申込期日) 平成 28 年 2 月 24 日 (水) 午後 5 時まで
(申 込 先) E-mail : sy-keikaku@city.yokohama.jp

< 対話の実施等 >

1 対話の実施 (※ アイデア・ノウハウの保護のため、個別に行います。)

日 時	平成 28 年 2 月 29 日 (月) ～ 3 月 25 日 (金)
場 所	横浜市消防局 (保土ヶ谷区総合庁舎 4 階)
対 象 者	事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ
実施方法	1 時間程度 (詳細は次頁を参照)

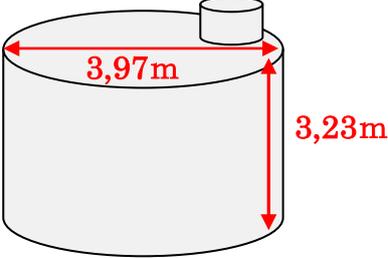
2 参加申込み

別紙 2 「対話申込書」に必要事項を記入し、期間内に Eメールにて下記に送信してください。

- (宛 先) 横浜市消防局警防課 消防水利担当
E-mail : sy-keikaku@city.yokohama.jp
(申込期間) 平成 28 年 2 月 22 日 (月) ～ 平成 28 年 3 月 11 日 (金) 午後 5 時まで

3 防火水槽の概要

(1) 既存防火水槽の形状等について

リニューアルの対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地における本市公園などの公有地に設置されているもの ・設置から 50 年以上が経過しているもの ・26,27 年度に躯体強度調査を実施したもの
形状・寸法等	<ul style="list-style-type: none"> ・円筒型の地中埋設（土被り：約 50～100cm） ・鉄筋コンクリート製又はコンクリート製 ・容量：40t 又は 100t（下図は 40 t の例） <div style="text-align: center;">  <p>※ 上記寸法には、設置年度により個体差が有ります。</p> </div>

(2) 防火水槽における課題

- ア 本市の防火水槽は、今後、年数の超過に伴い躯体強度調査の実施や、再整備を行っていく時期になること。
- イ 通常の公共工事による手法では、膨大な予算が必要となること。
- ウ 占用地における防火水槽では、撤去・新設の場合の工事区域の確保が困難であること。
- エ 防火水槽の埋設場所と建物との距離が近接しており、躯体の全部を撤去し、再整備を行うことが困難な場所が多いこと。
- オ 首都直下地震など、甚大な被害が想定されている大地震の発生予測が切迫し、消火栓以外の水利の確保は、喫緊の課題であること。

4 応募の資格

工事に必要な知識、経験、実績、資力、信用及び技術力を有している事業者であるほか、条件等は、6 (6) 対話への参加除外条件に該当しないこととします。

5 対話内容及び進め方

(1) 対話の内容

既存工法である内部のコーティングや補強などの手法ではなく、埋設されている躯体の全部の活用、若しくは一部を活用した新たな手法であることとし、このほかについては、次のとおりとします。

1 施工後の活用期間	リニューアル後は、更に 50 年程度の活用が見込めること。
2 容 量	施工後に 40 立方メートル型又は 100 立方メートル型のそれぞれの容量以上を満たすこと。
3 形 状	形状は現状と異なっても結構ですが、地中埋設型（土被りは既存と同等）であること。
4 強度・耐震性	耐震性貯水槽の認定基準に合致しなければならないものではありませんが、この基準と同等の強度を確保していること。
5 工 期	3 か月～6 か月程度

(2) 対話の進め方

参加された民間事業者等の皆さまから、各項目に沿ってご説明をいただき、それを踏まえて市側から質問等をさせていただきますが、内容等により進行方法を変更する場合があります。

また、防火水槽のリニューアルについての市場性など、今後の公募に際して参考となる事項についてもお聞かせください。

なお、手法の提案のみでも構いません。

6 留意事項（※ 必ずご覧の上でご参加ください。）

(1) 参加後の扱い

対話の参加実績は、事業者公募における評価の対象にはなりません。

(2) 対話に関する費用

参加される企業等で負担することとします。

(3) 説明資料

対話の際に必要なと認める場合はご持参ください。（こちらから資料の提出を求めることはありません。）

(4) 追加対話

必要に応じて追加対話やアンケートを行う場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

(5) 実施結果の公表

ア 対話の結果は、ホームページで概要を公表します。

イ 公表内容は、事前に参加企業等の確認を実施します。

ウ アイデア・ノウハウは保護するとともに、参加企業等の名称は公表しません。

(6) 対話への参加除外条件

次のいずれかに該当する企業等については、対話の対象から除外します。

- ◆ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員を含む団体
- ◆ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ◆ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

7 対話実施担当課

横浜市消防局 警防課

8 連絡先等

連絡先：横浜市消防局 警防課 計画係 水利担当

所在地：〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9

電話・FAX：045-334-6714 / 045-671-6710

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/keikaku.html>

お知らせ

本調査を含め、保有資産の有効活用に向けて横浜市が実施する民間事業者の皆様との対話（サウンディング調査等）に関する情報は、政策局共創推進課ホームページに掲載していますので、御参照ください。

また、政策局共創推進課から民間事業者の皆様向けに、公民連携の取組に関するメールニュースを不定期で配信しています。同ホームページから登録できますので、ぜひ御利用ください。

<URL><http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/pre/>

横浜市消防局 警防課

消防水利担当 宛て

「事前説明会参加申込書」

事業所の名称		
事業所の所在地		
ご担当者名		
連絡先	電話	
	Eメール	

「事前説明会」

(日 時) 平成 28 年 2 月 26 日 (金) 午前 10 時～正午まで

(場 所) 横浜市消防局 (保土ヶ谷区総合庁舎) 4 階 402 号会議室

(内 容) 防火水槽の形状、対話の実施方法等

(申込期日) 平成 28 年 2 月 24 日 (水) 午後 5 時まで

(申 込 先) E-mail : sy-keikaku@city.yokohama.jp

事務局：横浜市消防局 警防課 計画係

電話 045-334-6714

横浜市消防局 警防課

消防水利担当 宛て

「対話（サウンディング調査）参加申込書」

事業所の名称		
事業所の所在地		
ご担当者名		
連絡先	電話	
	Eメール	

「対話（サウンディング調査）実施概要等」

日 時	平成 28 年 2 月 29 日（月）～ 3 月 25 日（金）
場 所	横浜市消防局（保土ヶ谷区総合庁舎 4 階）
対 象 者	事業実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ
実施時間	1 時間程度

事務局：横浜市消防局 警防課 計画係

電話 045-334-6714